

平成23年 7月12日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会  
委員長 平 野 正 樹

倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画について（答申）

平成22年9月30日付け一般第552号で諮問のありました「倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（案）」について、本審議会は、倉敷市と市内し尿等処理業者からの意見を踏まえ、公平・公正な立場から審議を行いました。

本審議会では、審議の結果、その内容について、妥当と判断し、次のとおり、意見を付して答申します。

#### 記

倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（案）の骨子

- ・ 合理化事業の計画期間は5年間とし、引続き計画策定が必要な場合は、所要の見直しを行う。
- ・ 第1次計画は、平成23年度から平成27年度までとする。
- ・ 合理化事業の対象業務は、し尿収集運搬業・浄化槽清掃業とする。
- ・ 合理化事業の実施は、代替業務の提供による。
- ・ 計画期間内における計算車両台数（＝し尿等年度別年間予測収集量÷2,317k1（2t収集車年間適正収集量）端数切り上げ）の減車合計台数に減車1台当たりの代替業務提供額を乗じた額の代替業務を計画開始年度から提供する。
- ・ 減車1台当たりの支援額は、国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」を根拠として算出された3,530万円（消費税抜）を上限とする。
- ・ 代替業務の利益率を10%とし、減車1台当たり3億5,300万円（3,530万円÷0.1）（消費税抜）を上限として代替業務を提供する。
- ・ 減車対象車両は、原則、減車発生年度を目安として計画期間内に廃車を行う。
- ・ 「過去の清算」（第1次合理化事業計画以前における提供済代替業務と代替業務提供総額との清算）の対象期間は、各し尿等処理業者における計算車両台数の最大年度から平成22年度までとする。
- ・ 「過去の清算」については、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（案）の例によるものとし、提供済代替業務と代替業務提供総額の差額は第1次計画に繰り越す。

## 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会意見

### 1. はじめに

本審議会では、利害関係のない様々な立場の委員が、公開の場で、公平・公正な観点から、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（案）について審議を行った。

審議の内容は、合理化事業計画策定の明確な基準や取り決めがないため、市が提出した計画（案）の基準、項目、数値について、市民の立場から、その根拠の妥当性を客観的に審議するにとどまり、代替案の提示・検討は行っていない。

### 2. 代替業務提供方式について

し尿等処理業者の支援方法について、市の財政状況を考慮した場合、新たな支出を伴う金銭支援よりも、もともと民間委託を予定していた家庭ごみ収集運搬業務等を代替業務として提供する支援方式を採用したことは、合理的であると考えます。

また、代替業務遂行に係る必要経費の10%を利益として委託額に加算し、その利益額が支援額に達するまで代替業務を提供する方法についても、理論的には妥当であると考えます。

しかし、代替業務の提供はその性質上、随意契約での発注となり、競争性が発揮されず、代替業務遂行に係る必要経費の見積が過大となった場合は、必要以上の市民負担が生じることとなる。

市は、この点を十分に勘案し、代替業務の発注に際しては、代替業務遂行に係る必要経費を適正かつ厳格に算定しなければならない。

### 3. 減車1台当たりの支援額について

合理化事業計画策定における支援額算定の具体的な基準が示されていない以上、市が、減車1台当たりの支援額算定方法として、国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」を採用したことは、他都市の事例で支援額算定の評価手法として多く採用されていることや補償項目や積算方法が具体的に明示されていることを勘案するとやむを得ないものと考えます。

また、支援額算定における5つの補償項目のうち、「営業権に相当する補償」では、し尿等収集運搬業務における許可が、その区域において独占的に事業を営むことができる場合に当たることを理由に営業権を認めたことや、補償額の算定における利益率・年利率についても市の説明に合理性が認められ、補償項目として理解できる。

次に、「器具・備品等の売却損に相当する補償」を法人税法の改正により、残存価格が廃止されていることから適用外の項目としたこと、また、代替業務の提供に伴い、従業員の解雇が発生しないとの想定で「従業員の解雇予告手当に相当する補償」を適用外項目としたことは妥当と考えます。

しかし、「転業に必要とする期間中の収益相当額の補償」と「離職者補償」を適用項目としたことについては、本審議会において議論されたところである。

市は、これら補償項目の適用理由として、業務転換中には、従前のし尿等処理業における収益が確保できないことや、業務転換のための投資や従業員教育等の経費の支援を掲げているが、市が、平成11年度以降、し尿等処理業者に代替業務を提供している現状の中で、し尿等処理業者は、収益確保や従業員教育等のノウハウを蓄積し、これらの経費に対する支援は、代替業務提供開始時とは異なり、現在では不要となっている状況とも考えられる。

さらに、3つの補償項目によって算出される「減車1台当たりの支援額」3,530万円(税抜)については、現在の他都市の支援額と比較した中では上位の状況にある。

この点については、「比較他都市の支援額は、第2次、又は第3次合理化事業計画における支援額であり、他都市の第1次計画における支援額と比較した場合は高額とまでは言い切れない。今回の支援額の算定では、平成7年度から22年度までの期間の減車分も対象となるため、当時における他都市の支援額や、し尿等処理業者の状況も考慮する必要がある。」とする市の説明も許容できるところである。

本審議会では、「減車1台当たりの支援額」について、し尿等処理業者からの意見も含めて議論した結果、3,530万円(税抜)を上限としてし尿等処理業者と協議すべきであるとの結論を得たが、一般の社会・経済状況を踏まえ、支援額の可能な限りの削減に向けた市、し尿等処理業者双方の真摯な努力を期待する。

また、第2次合理化事業計画以降における支援額の算定においては、他都市における支援額の減少傾向を十分考慮し、補償額及び補償項目の再検討を行うべきと考える。

#### 4. 「過去の清算」について

市は、減車1台当たりの支援額や何時の時点から支援を開始するか(基準年度)について確定できないまま、下水道整備によりし尿等の取扱量を減少させているし尿等処理業者を支援するため、平成11年度から22年度の間に総額で約62億円(税抜)の代替業務を提供してきた実態がある。

本来は、支援開始後、早期にこれらを確定すべきものを今日に至るまで放置していたことについては、大きな疑問が残るが、今回の合理化事業計画の策定に合わせ「過去の清算」も早急に対処すべきである。

提供済代替業務総額については、代替業務提供時に、市とし尿等処理業者で「確認書」を取り交わし、その額を確定させている。市の清算(案)では、減車1台当たりの支援額については、第1次計画の支援額3,530万円(税抜)を適用し、基準年度については、各し尿等処理業者における計算車両台数の最大年度(し尿等取扱量の最大年度)を基準年度とすることで、このことから算出される代替業務提供総額(要委託額)は、約99億円(税抜)となっており、提供済代替業務総額約62億円(税抜)との差額約37億円(税抜)を第1次計画に繰り越すこととなっている。

このような、「過去の清算」の基本的な枠組みは、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画(案)を踏襲しており、市の清算(案)は、理論的には妥当と考えられる。

しかし、し尿等処理業者は、平成11年度からの12年間で約62億円(税抜)の代替業務の提供を受けることにより、既に業務転換を図り、し尿等処理業の安定を保持できる経営基盤をある程度確保できている状況にあると思われ、また、今後も、第1次計画で、し尿等の減少に見合った支援を受けることを考慮すれば、更に約37億円(税抜)の全額を繰越して支援する必要があるか、疑問が残るところである。

市とし尿等処理業者は、今後の協定締結に向けた話し合いの中で、この点を十分に勘察し、「下水道整備に伴う影響」をどの程度緩和できたかを検証しつつ、繰越額の削減についても協議を行うべきと考える。

#### 5. 終わりに

合理化事業は、一般市民には非常にわかりにくい事業であり、また、「何故、し尿処理業者を支

援する必要があるのか」という理解も必要であるため、市が合理化事業計画を策定するにあたって、計画(案)に係る市の考え方を公開の審議会において説明したことは意義あるものとする。

「合特法」に規定する「下水道の整備によりし尿等処理業が受ける影響の緩和」については、し尿等処理業者がし尿等の急激な減少により、事業規模を大幅に縮小しない限りは事業の継続が困難となる場合を除き、徐々にその影響が表れてくる状況下では、基本的にはし尿等処理業者自身の経営努力によるべきものとの考えもある。

しかし、倉敷市におけるし尿等処理業の現状は、し尿等取扱量が平成11年度から平成22年度までの間に、約50,000kl減少しており、下水道整備に伴う影響を経営努力で緩和できる範疇を超えているものと思われる。

また、し尿等処理業務が市町村の固有事務であること、さらには、下水道が多額の税金の投入で整備されている現状の中で、下水道の恩恵を受けられない市民に対しても安心・安全な市民生活のため、し尿等の適正処理を担保する何らかの施策が必要と思われることなどを考慮した場合、倉敷市においても、し尿等の適正処理の一旦を担っているし尿等処理業者を市が支援することで、し尿等処理業の安定を保持させ、し尿等の適正処理を確保する合理化事業の必要性は認められる。

いずれにせよ、今後、市と市内のし尿等処理業者は合理化事業計画の策定に向けて協議を行うこととなるが、市は、市民負担軽減のため、市が自ら算出した減車1台当たりの支援額3,530万円を上限とすべきとの当審議会の意見を十分に尊重し、更なる支援額の削減に向け、粘り強い協議を行うと共に、その協議結果を公表し、支援額等決定の考え方を明らかにすることで市民の理解を得るよう十分な努力をするように望む。

また、し尿等処理業者には、困難な事業を長年担ってきたことに対して敬意を表するが、し尿等処理業が高い公共性を有していることを自覚し、その経営の効率化に引き続き努力することで支援総額の縮小に協力することを切望する。